

訪問看護利用料（介護保険）

利用者様からいただく利用者負担金は、要介護度に関係なく法定利用料金の範囲内で定める料金です。

料金は下表のとおりです。

サービス利用料は、1月の総単位数に10.21円を乗じた金額が利用料金となり《利用料金＝〔(所定単位数×1月の利用回数)＋(1月の加算単位)〕×10.21円》その1割～3割（介護保険負担割合証に基づく）がご利用負担額となります。

・介護保険の適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者負担となります。

【訪問看護サービス 基本単位表】

(1単位10.21円)

所要時間	単位数	サービス内容
30分未満 ◇ (上段：要介護、下段：要支援)	470単位/回 450単位/回	病状の管理、褥瘡・カテーテル処置、 清拭・清潔の保持、 日常生活の世話、療養生活などの指導 家族支援
30分以上60分未満 ◇ (上段：要介護、下段：要支援)	821単位/回 792単位/回	
60分以上90分未満 ◇ (上段：要介護、下段：要支援)	1,125単位/回 1,087単位/回	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う場合 ◆ (上段：要介護、下段：要支援) ★1日に2回を超えて行った場合、要介護90/100、要支援50/100各算定 ★利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 (要支援) → 5単位減	293単位/回 283単位/回 (20分当り)	日常生活上で必要な機能訓練・動作等の指導及び必要な援助

◎新型コロナウイルス感染症に対応する特例的評価として、令和3年9月30日までの間、上記基本報酬に0.1%が上乘せされます。

【加算単位表】

加	初回加算 ※1	300単位/月 (月1回)	新規に訪問看護計画書を作成し、初めて訪問看護を提供した月、要支援から要介護に変更した月（その逆も）過去二月訪問看護を受けていない場合の訪問看護を受けた月にそれぞれ算定
算	退院時共同指導加算 ※1	600単位/回	病院・診療所・老人保健施設等の入院・入所中の方に対して主治医等と連携し在宅生活に向けて退院時共同指導を行った後初回の訪問看護を行った日に1回算定（特別な管理を必要とする方は2回可）（ただし初回加算を算定する場合は算定しません）

加 算	看護体制強化加算Ⅱ (要介護)	200 単位/月	前6月で緊急時訪問看護加算算定 50%以上、特別管理加算算定20%以 上、前12月でターミナルケア加算算 定1名以上
	看護体制強化加算 (要支援)	100 単位/月	
	複数名訪問看護加算Ⅰ 所要時間30分未満 所要時間30分以上	254 単位/回 402 単位/回	同時に2人の看護師が1人の利用者 に対して、利用者・家族の同意を得 て訪問看護を行った場合に算定
	複数名訪問看護加算Ⅱ 所要時間30分未満 所要時間30分以上	201 単位/回 317 単位/回	同時に看護師等と看護補助者が1人 の利用者に対して、利用者・家族の 同意を得て訪問看護を行った場合に 算定
	ターミナルケア加算 ※2	2,000 単位 (死亡月)	死亡日及び死亡日前14日以内に2日訪 問看護を以上ターミナルケアを行った 場合算定。「人生の最終段階における 医療の決定プロセスにおけるガイドラ イン」等の内容を踏まえ対応すること
	緊急時訪問看護加算(24時間 対応) ※2	574 単位 (月1回)	利用者・家族等から電話等により看護 に関する意見を求められた場合に常 時対応でき、必要に応じて緊急訪問を 行う
	夜間又は早朝加算	所定単位数の 25/100 加算	夜間訪問：午後6時～午後10時 早朝訪問：午前6時～午前8時
	深夜加算	所定単位数の 50/100 加算	深夜訪問：午後10時～午前6時
	特別管理加算Ⅰ ※2	500 単位 (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受け ている状態や留置カテーテル等を使 用している状態である利用者に対し 訪問看護実施に関する計画的な管理 を行う
	特別管理加算Ⅱ ※2	250 単位 (月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けてい る状態や真皮を超える褥瘡の状態等 である利用者に対し訪問看護実施に 関する計画的な管理を行う
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ) ※2	6 単位/回	研修等を実施し勤続年数が7年以上 の看護師等が30%以上いる	

◇ 准看護師が指定訪問看護を行なった場合は、所定単位数の90/100を算定します。

◆ 理学療法士等が行う訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問するものです。尚、看護職員は、初回及び定期的な訪問を行うことにより利用者の状態の確認と適切な評価を行いサービスに繋がります。

※1 初回加算又は退院時共同指導加算のどちらか1つのみ算定します。

※2 区分支給限度基準額の算定対象外です。

【その他の費用】

交通費

通常のサービス提供地域にお住まいの方の交通費は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、通常のサービス提供地域を超えた地点から居宅までの往復の距離に対し、次の交通費実費をいただきます。

1 kmにつき : 30円 (自動車利用の場合)